

H1建告1941 建築基準法に基づく告示

建築基準法施行令第144条の5第1項第四号の規定により国土交通大臣が定める特定高架道路等の法面その他の構造に関する基準

(平成元年11月21日建設省告示第1941号)
最終改正 平成12年12月26日建設省告示第2465号

建築基準法施行令(昭和25年政令第338号)第144条の5第1項第四号の規定により国土交通大臣が定める特定高架道路等の法面その他の構造に関する基準は、次に掲げるものとする。

- 一 盛土又は切土による道路にあっては、次のイからハまでに掲げる法面の部分の勾配が80度以上であること。
 - イ 隣地のみ隣接する場合にあっては、路面又は隣地の地表面からの垂直距離50cm以内の部分
 - ロ 道路の他の部分のみ隣接する場合にあっては、路面又は道路の他の部分の路面からの垂直距離50cm以内の部分
 - ハ 道路の他の部分及び隣地のいずれにも隣接する場合にあっては、路面からの垂直距離50cm以内の部分又は道路の他の部分の路面からの垂直距離50cm以内の部分及び隣地の地表面からの垂直距離50cm以内の部分
- 二 自動車が沿道との出入りをする事ができる通路その他これに準ずるものが接続されていないこと。